

(案)

資料 1 - 2

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 3 月 8 日

内閣総理大臣 殿

養父市国家戦略特別区域会議

令和 4 年 3 月 10 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業」を変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 1-2 別紙

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
養父市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (7) 略

(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 2 の 2 に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で構成する特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークが、養父市全域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成 30 年 5 月を目途に実施】

※ 運送区域を養父市大屋地域及び関宮地域から養父市全域に変更。

以下 略

新旧対照表

養父市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業 内容：道路運送法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の2の2に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業) 養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で構成する特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークが、養父市<u>全域</u>を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成30年5月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業 内容：道路運送法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業) 養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で構成する特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成30年5月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p>